

No. 4 瀬戸市

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
都市整備部 下水道課		0561-85-1213	直通	0561-82-7134
住所	〒489-8701 瀬戸市追分町64-1		担当者氏名	鈴木 杏奈
URL	https://www.city.seto.aichi.jp/		E-mail	gesuido@city.seto.lg.jp

(1) [補助金額]

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	332,000	—	11~20人槽	補助しない	—
7人槽	414,000	—	21~30人槽	補助しない	—
10人槽	548,000	—	31~50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

※10人槽にあっては、浴室及び台所がそれぞれ2つ以上ある二世帯住宅に限る

(2) [令和6年度の補助計画基数]

人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合計
4	3	1					8

前年度実績基数 (8基)

(3) [補助対象地域]

市内全域（公共下水道事業計画区域は除く）

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①みなし浄化槽又は汲み取り便槽を廃止し浄化槽を設置する者
- ②居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に設置する者
- ③次の各号のいずれにも適合した10人槽以下の浄化槽を設置する者
 - (1)生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）の除去率が90%以上かつ放流水のBODの日間平均値が20mg/l以下の機能を有するもの
 - (2)合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付、衛淨第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合しているもの

(6) [欠格要件]

- ①法第5条第1項の規定による設置の届出をしたものであって、当該届出に係る同条第2項に規定する期間を経過する前に浄化槽を設置する者
- ②自らの居住の用に供しない専用住宅に浄化槽を設置する者
- ③住宅等を借りている者で、浄化槽の設置についてその賃貸人の承諾が得られない者
- ④建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認が必要な住宅等の建築（新築、改築、増築又は移転をいう）に伴い浄化槽を設置する者
- ⑤自らの雑排水を浄化槽で処理することなく公共水域に放流する者
- ⑥みなし浄化槽から浄化槽に切り替えるにあたり、当該みなし浄化槽について掘り起こして廃棄する方法又は雨水貯水槽等へ再利用する方法のいずれかによらない方法で処分する者
- ⑦市税を滞納している者
- ⑧暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう）である者又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①法第5条第2項に規定する期間経過後の同条第1項の規定による浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③全国浄化槽推進市町村協議会証明の登録証の写し及び登録浄化槽管理票
- ④（一社）全国浄化槽団体連合会が証明する保証登録証
- ⑤市税納付状況確認同意書
- ⑥その他市長が必要と認める書類

※住宅等を借りている者

- ①～⑥
- ⑦浄化槽の設置についての賃貸人の承諾書

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：補助事業の完了の日から起算して1ヶ月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（設置者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができるることを証明する書類）
- ②法第7条及び11条の規定による浄化槽法定検査を行う契約書及び検査手数料納入済書の写し
- ③浄化槽工事施工時の写真
- ④浄化槽工事施工検査報告書（チェックリスト）
- ⑤設置者のうち、既存みなし浄化槽を浄化槽へ切り替えをした場合については、当該みなし浄化槽に係る法第11条の3の規定によるみなし浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑥その他市長が必要と認める書類

(9) [その他]

- ①既存みなし浄化槽又はし尿くみ取便槽を撤去処分する場合は、撤去処分費を限度額とし、9万円を加算する
- ②みなし浄化槽又はくみ取り便槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に上限30万円の上乗せ補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください